

借地権申告書

令和 6 年 8 月 28 日

借地権者	住所	中津川市千旦林123-45		
	生年月日	昭和10年11月12日	性別	男
	氏名	中津川 太郎 印	電話	差支えなければ記入してください 68-2130
土地所有者	住所	中津川市茄子川987-6		
	生年月日	昭和23年4月5日	性別	女
	氏名	坂本 花子 印	電話	差支えなければ記入してください 68-2136

中津川市長 青山 節児 様

全部
次表の土地の 300 平方メートルについて下記の内容の借地権を有することを申告します。
一部

平成 年 月 日 土地登記簿記載事項						
大字	字	地番	地目	地積 (m ²)	摘要	所有者の住所氏名
千旦林	坂本	123-45	宅地	500		中津川市茄子川987-6 坂本 花子

記

地番	地積 (m ²)	摘要
123-45	300	

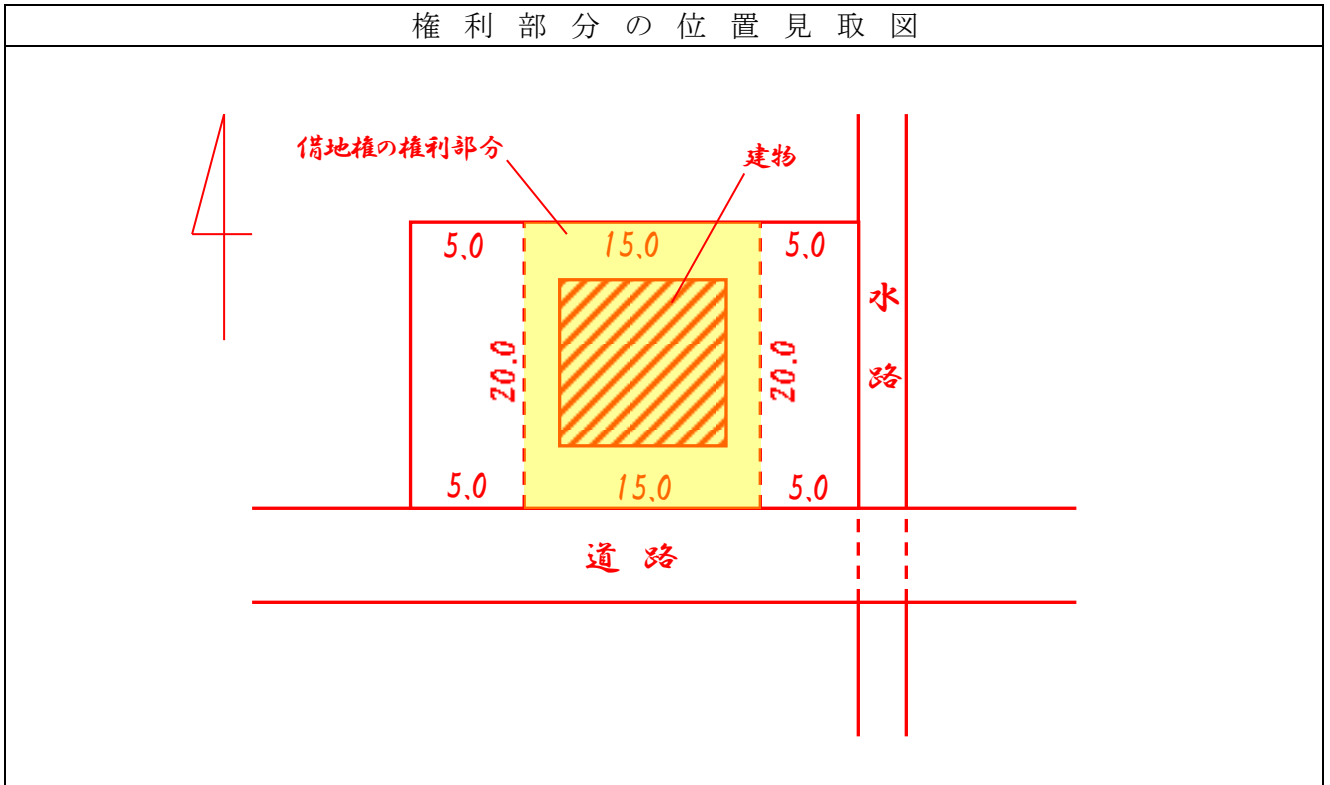
備考

- 土地所有者が連署せず、借地権を証する書面を添えて申告する場合には、「土地所有者」欄は、記載しないこと。
- 借地権者又は土地所有者が法人である場合には、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所氏名」欄には土地所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載し、「生年月日」「性別」欄には記載しないこと。

添付書類

- 借地権申告書に署名した者の印を証する印鑑証明書
- 借地権が宅地の一部を目的としている場合は、その部分の位置を示す見取図（方位を記載）

権利部分の位置見取図



設定

この申告書記載のとおり借地権の
転貸

土地所有者

住所 中津川市茄子川987-6

氏名 坂本 花子 印

添付図面についての注意

- 1 新たに申告される権利が一筆の土地の全部又は既に申告された権利部分の全部のときは、図面を添付する必要はありません。
- 2 新たに申告される権利が一筆の土地の一部又は既に申告された権利部分の一部であるときは、その権利の目的となっている部分の位置を明らかにするため、次のことを書いた図面を添付して下さい。
 - (1) 権利の目的となっている土地の一筆全部とこれに接する道路、水路等
 - (2) 権利の目的となっている部分の周囲の長さとし、地番界からの長さ
 - (3) 権利の目的となっている部分の建物、工作物等があるときは、位置及びその形
- 3 新たに申告される権利が同一土地所有者の連続する二筆以上の土地にまたがる場合は、各筆ごとにその権利の目的となっている部分を明らかにするため、次のことを書いた図面を添付して下さい。
 - (1) 権利の目的となっている連続する土地の全部の筆とこれに接する道路、水路等
 - (2) 各筆の地番界を明らかにし、各筆ごとに権利部分の周囲の長さ、地積及び地番界からの長さ
 - (3) 権利の目的となっている部分に建物、工作物等があるときは、位置及びその形
- 4 図面にはすべて方位を入れて下さい。